

5 文科高第 1230 号
医政医発 1127 第 3 号
令和 5 年 11 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事
医学部を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について (通知)

令和 7 年度 (2025 年度) の医学部臨時定員の方針等について、令和 5 年 11 月 9 日の「第 13 回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」に報告・意見交換した上で、暫定的に、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

令和 7 年度の医学部臨時定員増に係るスケジュール、具体的な手続き、要件等の詳細については、追ってご連絡します。

令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

令和5年11月27日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な議論を行うことができなかったことから、令和5年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2年度から令和4年度までと同様の方法で設定することとし、令和6年度の医学部定員に関しては、「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて」（令和4年11月4日付け4文科高第1152号、医政発1104第34号通知）において、令和2年度から令和5年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とし、臨時増員の枠組みについては、令和6年度末まで1年間延長することとした。

今般、令和7年度（2025年度）の医学部定員の方針については、令和5年11月9日の「第13回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」に報告・意見交換した上で、医学部総定員数の考え方並びに医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和7年度の医学部総定員の考え方について

令和7年度の医学部総定員は、令和2年度から令和6年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とすることとする。

(2) 令和7年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和6年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、令和7年度末まで1年間延長することとする。

(3) 令和7年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

令和7年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっては、各都道府県は積極的に大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、とりわけ前年度比増となる意向の都道府県・大学や医師多数の都道府県については、都道府県の

医師偏在指標や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員の状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、地域における医師の確保に真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。

このため、必要に応じ、臨時定員の設置を希望する都道府県・大学に対し、その必要性について有識者も含めた検討の場でヒアリングを実施することとする。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科への従事を位置づけることを義務付けるものではない。

以上